

# 第 840 回 教育委員会会議録

## 日時

令和 3 年 3 月 18 日（木）午後 1 時 30 分から

## 場所

御殿場市役所 5 階大会議室

## 出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	杉山 ゆかり
3 番 委員	大西 孝明	4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

## 陪席者

教育部長

教育総務課課長

社会教育課長

社会社会教育課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校教育課長

学校教育課副参事

学校給食課副参事

## 事務局

教育総務課課長補佐

教育総務課副主任

教育総務課主幹

教育総務課主事

## 議事

- |           |  |
|-----------|--|
| 御教議第 3 号  | 御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について |
| 御教議第 4 号  | 御殿場市立学校処務規程の一部を改正する訓令甲の制定について          |
| 御教議第 5 号  | 学校産業医の委嘱について                           |
| 御教議第 6 号  | 御殿場市指定文化財の指定について                       |
| 御教議第 7 号  | 御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について      |
| 御教議第 8 号  | 御殿場市富士山市民のサロン条例の施行期日を定める規則について         |
| 御教議第 9 号  | 御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則の施行期日を定める規則について     |
| 御教議第 10 号 | 令和 3 年度就学援助について                        |

## 開会

---

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。  
ただ今から御殿場市教育委員会3月定例会を開会いたします。  
本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。  
それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。  
6番 長田 光男 委員 と、  
2番 杉山 ゆかり 委員 をお願いいたします。  
次に会期であります、本日1日間といたします。  
なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 教育長報告

---

教育長

公立幼稚園の卒園式、小中学校の卒業式が今週行われます。昨年度と同様に、来賓を招待せず時間を短縮するなど、コロナ対策を行った中での開催となります。コロナの終息はまだ時間を要しますが、昨年の混乱した状況とは異なり、落ち着いて卒園・卒業式準備ができました。巣立っていく子供たちにとって思い出に残る式になることを願っています。

年度の締めくくりと同時に、新年度に向けての準備が進められています。コロナ禍にありますが、教育界は大きな節目の時となっており、新学習指導要領の完全実施やタブレットの導入等やることが山積みです。これらの対応と教職員の過重な負担を軽減することを並行して行う必要もあり、知恵を絞らなくてはなりません。新年度が良いスタートを切れるよう各学校は頑張っているところです。

2月23日 「富士山の日」フェスタ 2021

教育長

静岡県・山梨県が主催する本フェスタが、御殿場高原ホテルで両県知事の出席のもと開催されました。記念講演鈴木正崇氏「富士山の信仰と日本人」

2月24日 市議会3月定例会(初日)

2月25日 市議会3月定例会(2日目)

2月26日 市議会3月定例会(3日目)

3月1日 部長連絡会

3月2日 校長会生涯学習推進功労賞表彰式

地域づくり活動広報誌コンクール表彰式

教育長

生涯学習推進功労賞

藤沼 博様 友澤 利香様 佐藤 和利様 勝又 礼子様

御殿場のなかよし・なかま様

地域づくり活動広報誌コンクール

優秀賞 広報新橋 広報かみこばやし

奨励賞 北久原公民館だより グミの実だより

特別賞 ふかさわ公民館だより はぎわらだより 二枚橋公民館だより

3月8日 部長連絡会 市議会3月定例会(4日目)

3月9日 市議会3月定例会(5日目) 園長会

3月10日 市議会3月定例会(6日目)

3月11日 市議会3月定例会(7日目)

3月12日 市議会3月定例会(8日目)  
富士山市民のサロン「けやきかん」内覧

教育長

---

4月6日のオープンに向け、準備が急ピッチに進められています。明るく快適な空間に仕上がっています。外回りの植物もきれいに配置されています。

3月15日 部長連絡会

3月16日 文部科学省社会教育功労者表敬訪問

3月18日 公立幼稚園卒園式 定例教育委員会 臨時教育委員会  
区長会感謝状贈呈式

以上、教育長報告となります。

## 議事

---

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

教育委員の皆様におかれましては、午前中の幼稚園の卒業式にご出席賜わり大変お疲れさまでした。私は原里幼稚園に行ってまいりました。卒園生は8人と少人数でしたが、内容は非常に良いものでありました。4月早々には入園式や入学式へご出席いただくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

3月市議会定例会につきましては、教育関係の一般質問はございませんでした。ただ、会派の代表質問の中で教育の環境と学びの保障という質問がありまして教育長、各課課長が回答いたしました。

来週の水曜日に最終日を迎え、令和3年度当初予算が議決される予定となっております。

本日の議題につきましては、8件となります。慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第3号

# 御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を 改正する規則の制定について

教育長

御教議第3号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第3号について、御説明申し上げます。議案書の2ページ及び御教議第3号資料をお願いします。資料は1、2ページが改正文、3ページ以降が新旧対照表です。

本件につきましては、原里小学校への特別支援学級（自閉症・情緒学級）の新設に伴う通学区域の変更について、所要の改正を行うものです。

これまでの経緯ですが、11月の定例教育委員会において、特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定にかかる諮問 について御審議いただき、12月に御殿場市立学校設置審議会へ諮問、1月に答申をいただき、教育委員会協議会で報告させていただいております。

改正内容につきましては、別表第2の特別支援学級の通学区域の表中、「自閉症・情緒障害」欄の改正を行うものです。

まず、小学校について御説明いたします。

原里小の自閉症・情緒学級新設に伴い、これまで玉穂小の自閉症・情緒学級へと入級していた原里小の児童は、自校の自閉症・情緒学級に入級できるよう改正いたします。

また、これまで、御殿場南小の自閉症・情緒学級に入級していた朝日小の児童については、原里小の自閉症・情緒学級新設に伴い、居住区によって、御殿場南小（森之腰区）、富士岡小（竈区）、原里小（川島田区・杉名沢区・矢崎区）のそれぞれの自閉症・情緒学級へ入級できるよう改正いたします。

これにより、中学進学の際に通常学級に転級する場合においても中学校区の変更が生じずに進学できるようになります。

続きまして中学校について御説明いたします。

朝日小児童の入級する自閉症・情緒学級の通学区域の改正と合わせ、中学校の自閉・情緒学級の通学区域を、居住区によって、富士岡中（森之腰区・竈区）と西中（川島田区・杉名沢区・矢崎区）に改正いたします。

令和3年4月1日施行とし、既に通学している児童生徒については、現在通学している学校又は改正後の規定による学校のいずれかを選択することができるよう、経過措置を設けます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第3号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第3号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第4号

# 御殿場市立学校処務規程の一部を改正する訓令甲の制定について

教育長

御教議第4号「御殿場市立学校処務規程の一部を改正する訓令甲の制定について」を議題といたします。

教育部長

ただいま議題となりました、御教議第4号について、御説明申し上げます。議案書の3ページ及び御教議第4号資料をお願いします。

資料は1ページから5ページが改正文、6ページ以降が新旧対照表です。

本件につきましては、静岡県教育委員会における職員の休職処分に係る事務手続きの一部改正により、職員本人から休職等の願いが不要となったため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、これまで、休職に関する書類として、本人から「休職・休職期間更新願」及び「復職願」の提出を求めていましたが、これが不要となるため、第28条及び第30条、様式第49号、様式第51号を改正いたします。

また、今回の改正と併せて、第45条の「臨時職員」等の文言及び関係規則等について、令和2年度から移行している会計年度任用職員制度に準じた文言及び関係規則等に改正いたします。

令和3年4月1日から施行とし、関係様式の使用については、経過措置を設けるものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第4号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第4号「御殿場市立学校処務規程の一部を改正する訓令甲の制定について」を原案どおり承認することに決しました。



# 御教議第5号

## 学校産業医の委嘱について

教育長

御教議第5号「学校産業医の委嘱について」を議題といたします。

教育部長

ただいま議題となりました、御教議第5号「学校産業医の委嘱について」につきまして、内容説明といたします。

ただいま議題となりました、御教議第5号について、御説明申し上げます。議案書の4ページ及び御教議第5号資料をお願いします。

本件につきましては、新たに令和3年4月1日より学校産業医を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものであります。

常時勤務する教職員が50人以上となりました御殿場小学校につきまして、労働安全衛生法及び同施行令、御殿場市立学校職員安全衛生管理規程に基づき、御殿場市医師会より推薦をいただきました勝又厚氏に委嘱いたします。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第5号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第5号「学校産業医の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第 6 号

### 御殿場市指定文化財の指定について

---

教育長

御教議第 6 号「御殿場市指定文化財の指定について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 6 号「御殿場市指定文化財の指定について」につきまして、内容説明いたします。

1 1 月 1 9 日に開催されました定例教育委員会において、新たに（仮称）阿部雲気流博物館資料を御殿場市指定文化財に指定するために、市文化財審議会に諮問することについて承認を頂きました。その後、1 2 月 2 3 日に文化財審議会において諮問し、慎重に審議して頂き、令和 3 年 2 月 1 8 日に資料のとおり市指定文化財として指定することが適当であると答申を頂きました。

市指定文化財調書をご覧ください。指定文化財の名称は「阿部雲気流博物館資料」。員数は 1 7 2 件（3 1 5 点）となり、所在場所は御殿場市富士山交流センターとなります。文化財の概要は記載のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。次のページから 5 頁にわたり目録となっております。

次のページから 3 5 ページまでは「阿部正直博士と御殿場市」というタイトルで当市との深い関わりについて記載されております。

本資料は「阿部正直博士没後 5 0 年記念 雲の博爵」から抜粋したものとなっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 6 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 6 号「御殿場市指定文化財の指定について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第7号

# 御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 の制定の制定について

教育長

御教議第7号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第7号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、内容説明といたします。

今回の改正は「富士山市民のサロン」が4月6日からオープンすることに基づき、改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。旧表第3条（分掌事務）の社会教育課の東山青少年広場の後ろに富士山市民のサロンを入れたいと思います。

この規則は、令和3年4月1日から施行するとなっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第7号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第7号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

# 御教議第 8 号

## 御殿場市富士山市民のサロン条例の施行期日を定める規則 について

---

教育長

御教議第 8 号「御殿場市富士山市民のサロン条例の施行期日を定める規則について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 8 号「御殿場市富士山市民のサロン条例の施行期日を定める規則について」につきまして、内容説明いたします。

御殿場市富士山市民のサロン条例は令和 2 年度市議会 1 2 月定例会で議決されましたが、規則で定める日から施行することとなっていたことから、4 月 6 日のオープンに合わせて施行期日について定めるものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 8 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 8 号「御殿場市富士山市民のサロン条例の施行期日を定める規則について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第9号

# 御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則の施行期日を定める規則について

教育長

御教議第9号「御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則の施行期日を定める規則について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第9号「御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則の施行期日を定める規則について」につきまして、内容説明いたします。

御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則は令和2年教育委員会12月定例会にて承認を頂きましたが、規則で定める日から施行することとなっていたことから、条例に併せて施行期日を定めるものです。

施行期日は令和3年4月6日となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第9号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第9号「御殿場市富士山市民のサロン条例施行規則の施行期日を定める規則について」を原案どおり承認することに決しました。

# 御教議第 10 号

## 令和 2 年度就学援助について

---

教育長

それでは、御教議第 10 号「令和 2 年度就学援助について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 10 号につきまして、担当より内容説明をいたします。

(内容説明)

教育総務課課長補佐

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

教育長

ただいま、御教議第 10 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

本案につきましては、内容説明のみでは判断要素に欠けるため、継続審議とさせていただきます。

---

## その他・閉会

---

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 3 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 40 分閉会

## 会議録署名人

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

---

6 番委員

---